

第3回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

高木章次君

1. 新型コロナワクチンについて

- (1) 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種による副反応について、どのように考えているか伺う。
- (2) 本市は10月からレプリコンワクチンの接種を65歳以上の希望者に行う計画を進めているが、その安全性に対して多数の医療関係者から危惧する意見が出ている。十分な安全性の検証を待つべきと思うが考えを伺う。

2. 川内原発について

- (1) 事故時の避難することによるリスクが高まる入所者がいる介護施設、病院などの施設職員は、避難することなく施設に留まることに同意しているのか伺う。
- (2) 事故時に対応する市職員の被ばく限度量はどうか決まっているのか。限度量を超えた場合はどうか対応することになっているのか伺う。
- (3) 避難計画に関する住民の意見聴取の準備の状況を伺う。
- (4) 川内原発の使用済み核燃料乾式貯蔵施設建設を九電は検討中としているが、前提とする搬出先の六ヶ所再処理工場の完成は27回目の延期が確定し、見通しもない。反対すべきと思うが、考えを伺う。

大六野一美君

1. マニフェストについて

- (1) 現段階での進捗と自己評価を問う。大項目毎に示されたい。
- (2) 一期四年のマニフェストであり、市民への約束だと理解している。第3コーナーにさしかかろうとしている現段階で、残り1年余りでの達成の目途を問う。もし、未達成となった場合の市民への説明責任はどの様にされるつもりか。

2. 市職員の定住率について

- (1) 入庁時に市内に居を置く事が条件であったと理解している。現状で何ら問題ないとの理解で良いのか。
- (2) 職員は日常の業務もさることながら地域住民・地域との交わりを密にする事も公僕としての責務であると思うがいかがか。
- (3) 管理職・一般職員別に実態（市内に居住しているか、いないか）を問う。

福田清宏君

1. 串木野さのさ祭りについて

令和7年10月予定の市制施行20周年記念事業を前にして、昭和47年に始まった串木野さのさ祭りの原点に立ちかえり、1部に、さのさ祭り市中流し踊りは“串木野さのさ”と“鹿児島はんや節”の2曲で踊り、2部に、（仮称）元気祭りとして“鹿児島おはら節”や“いちき串木野元気でいこう”等の踊りとともに、“串木野さのさ”の振付けのない踊りや“神輿”も繰り出す様な構成は考えられないか伺う。

2. 五反田川河口左岸の堤防について

- (1) 新港大橋入り口左側にあるガードパイプは、錆びて壊れたり欠損したりして、長くそのままになっているが、改修の手立てについて伺う。
- (2) 台風等による高潮が予想される時などに、新港大橋の下流側にある岸壁への出入り口の波止め板の設置は、長年、岸壁を船着き場として使用していた沿岸漁業従事者が行っておりましたが、今後、波止め板の設置はどこの部署が担当することになるのか伺う。

3. 井戸の調査について

- (1) 災害時の使用に協力できる井戸の調査が行われているようであるが、公共下水道の供用開始時に使用する井戸は、申し出て水道メーターを付け下水道使用料を払うようになっているので、この区域においての調査は必要ないと思うが如何か伺う。
 - (2) 災害時の使用に協力できると申し出た水道メーターが付いていない井戸は、下水道使用料を払うことになるのか伺う。
4. 公園の整備について
- (1) かもめ公園ソフトボール場は、平成30年頃に土砂を入替えて整備したにもかかわらず、その時以上に広範囲に亘って固まっている。再度の改修整備について伺う。
 - (2) 長崎鼻公園入り口階段と上がって右に進む遊歩道、また文京町団地の西側の道路の山手側や公園の雑草は、伸び放題に茂っているが、児童・生徒の夏休み前の適当な時期に、刈取りは出来なかったのか伺う。
 - (3) 都市建設課の直営作業班は、十分な体制がとられているか伺う。
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 14名

1番	田畑和彦君	10番	濱田尚君
2番	西田憲智君	11番	東育代君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
8番	（欠員）	16番	中里純人君
9番	大六野一美君		

欠席議員 1名

7番 田中和矢君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 藺 敦 子 君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福 谷 和 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	消 防 長	下池裕美君
副 市	長	出水喜三彦君	健康増進課長	久保さおり君
教 育	長	相良一洋君	まちづくり防災課長	宮持大作君
総 務 課	長	岡田錦也君	都市建設課長	吉見和幸君
企 画 政 策 課	長	山崎達治君	水産商工課長	福山昌浩君
財 政 課	長	長畑正博君	上下水道課長	百武卓君
教 育 総 務 課	長	吉永康彦君		

令和6年9月10日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次質問を許します。

まず、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 通告順に従って質問をしたいと思います。

まず最初に、新型コロナウイルスについてです。

最初に、新型コロナウイルス接種による副反応についてです。

新型コロナウイルスはmRNAワクチンと呼ばれ、今までのワクチンとは違い、人類に初めて使用された遺伝子製剤とのことです。

現状がどうなっているのか、簡単に説明をしたいと思います。

今年の7月29日、厚生労働省の第102回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況については、接種後死亡者2,204人、副反応報告者3万7,091人となっているそうです。

また、厚生労働省は予防接種健康被害救済制度に基づいて、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第一部会は、被害者からの申請を審査しています。

昨日の9月9日の審査会合で、9月6日現在の死亡認定は799人、障害年金認定115人、障害児養育年金認定1人という結果を発表しています。このほかにもいろいろ発表はしています。

予防接種健康被害救済制度での認定件数は、45年間の全ワクチン累計で3,522件、3年6か月の新型コロナウイルスでの認定は8,049件となっています。

死亡に関わる認定件数ですが、45年間の全ワクチ

ン。全ワクチンというのは、コロナワクチン以外の全てのワクチンということですが累計で151件。ところが、3年6か月の新型コロナウイルスでは799件となっています。

コロナワクチンは接種回数が多かったので、副反応も死亡も多いのではないかとこの点については、名古屋大学の小児科学・成長発達医学の小島勢二教授がインフルエンザワクチンとコロナワクチンを比べています。接種回数を同程度で比べた場合、副反応報告で約17倍、死亡で約50倍という結果を出されています。

もう少し具体的に言いますと、接種回数は、インフルエンザワクチンで2億6,248万回。これで副反応が1,967回、死亡報告が35回です。コロナワクチンは16か月間で2億8,274万回。副反応報告が3万4,120回、死亡報告1,761回ということです。

驚くべき状況になっています。今のままでのワクチンと違い、大変な薬害事件に発展している状況なのではないかと考えていますが、どのようにお考えか伺いたいと思います。

壇上での質問はこれで終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。高木章次議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス接種による副反応報告及びワクチンの安全性に関する質問でございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年に世界中で急激に感染が拡大し、我々の生活に大きな影響を及ぼしました。

影響が広がる中で、本年3月までの間、国内においては、多くの国民が特例臨時接種としてワクチン接種を受け、その結果として、感染後の重症化予防や感染拡大防止などに大きな役割を果たしたと考えております。

使用されたワクチンにつきましては、国において十分に審査され、国の責任において承認されたものであり、その有効性や安全性について、現在も継続して国において評価がなされていると、このように理解をいたしております。

ワクチン接種後の副反応や健康被害については、

因果関係を評価するために、継続的に国において審議がされております。調査や評価の結果は公表されておりますので、これらに関する情報というのは承知をいたしております。

国民全体の免疫水準を維持し、多くの人々を感染症から守るためには、予防接種の接種機会を安定的に確保し、社会全体として一定の接種率を確保することが重要であるとされております。

一方で、一般的に全てのワクチンには少なからず副反応のリスクが伴うことについて、接種を受ける方々に正確に伝え、理解を得ることも重要であります。

本市におきましても、各ワクチン接種につきましては、接種に関する副反応や相談窓口等についても十分に周知を図り、安心して接種していただけるよう、今後も引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

○3番（高木章次君） 壇上で副反応と死亡についての人数を申し上げました。これについては、具体的にどのような感想を持たれたんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（久保さおり君） 副反応報告数と死亡者数などの健康被害の数についてであります。

コロナワクチンにつきましては、接種対象者が定期接種等と異なりまして、多くの方が接種の対象になっておりまして、また、接種を受ける義務がございましたこと等もありまして、全体で先ほど比較をされるために2億何件ということで接種回数をおっしゃっていただきましたけれども、全体的な回数としましては、総計で4億3,600万回以上の接種がなされているということで理解をしております。

その中でワクチンにおきましては、副反応等が少なからずあるというリスクもございまして、現在報告がなされている数というものが、先ほどおっしゃっていただいた数ということでございますけれども、この件数についてどのようにという判断につきましては、詳しいそういう私どもは知識もございませんので、個々の件数について、多い少ないというようなお答えをすることは難しいかと思っております。

○3番（高木章次君） 市長からも一言あるような感じでしたので、お願いします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げた壇上からの繰り返しになります。

要は、国においてワクチンは十分審査され、国の責任において承認されたわけでありまして。その有効・安全性というのは、国において評価がされ、そして、このワクチンが世界的に広がって、今、現状にあるというのは、ワクチンの効果が大きかった、このように評価いたしております。

今、副反応数が多いとか少ないとかという議論でありますけれども、このことについては、国において審議がされ、そして、評価とか結果というものは公表されているということでございますので、ここで数が多いとか少ないとか、一生懸命議論することがなじむのかどうかというのは、私はもうこれ以上は申し上げるものは持っておりません。

○3番（高木章次君） 私もコロナワクチンの副反応、死亡に関して、本当に最近調べ始めた、勉強し始めたという状況なんです。

私はコロナワクチンは一度も打ってないんです。打ったら死ぬんじゃないかというのが私個人の思いで、打ってないんです。

一度もコロナ感染していません。風邪も1回、37度、1日寝ただけで回復しています。

それで、コロナワクチンを実は日本は打ち過ぎ。こういうグラフがあるんですけども、これは世界でコロナワクチン、1回だけじゃなくて、追加で何回も打つということをやっているんですけども、世界の大部分は2022年の3月でもうほとんど打つのをやめているんです。2022年9月になると、ほとんどどこもやってないんです。

ところが、日本だけが2023年も4月まで打ち続けているんです。不思議です。もう5類になりましたので、普通のウイルス扱いだということになったんだと思いますが……。

これはあまり具体的に深く突っ込むよりも、次のレプリコンワクチンのことのほうが重要ですので、そこに移りたいと思います。

コロナワクチンは3月で接種終了ということになっていたんですが、新たに10月からレプリコンワクチンというものを定期接種として扱うということが

決まりました。まず今年の10月から3月の期間にということ計画している。

それで実は今年の6月の補正予算でそのレプリコンワクチンの予算が通っています。議会も全会一致で承認したんです。

新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業8,761万円。これが補正予算の金額です。

自己負担2,100円。接種期間予定10月から12月。対象者は65歳以上及び60歳から64歳で基礎疾患のある者。接種券発送予定9月。インフルエンザ予防接種と同時に発送予定ということで、これは議会だよりの8ページです。

これなんです、強制ではないんです。

これは鹿児島市の「新型コロナウイルス感染症予防接種」というタイトルで説明文がホームページに掲載されています。「自己負担なしで接種できる特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了しました」。

それで10月からのもので、接種の努力義務や市からの接種勧奨はありません。「一生懸命、接種してくださいね」と言いません。市から接種しましょうよ。お勧めしますよは、やりません。

それで、「市からの接種券等の送付はありません」と書いてます。各医療機関へ直接予約となっています。日置市も同様です。

このレプリコンワクチンなんです、一体どんなものなのかと。本当に最近気がつきました。恥ずかしい限りです。

何で一般質問にこのテーマを上げようと思ったのかは、8月7日に一般社団法人日本看護倫理学会が緊急声明というものをしました。要約のところには、「次世代型mRNAワクチンとして、世界で唯一日本のみで認可され、2024年10月1日から定期接種を開始されている自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）の安全性および倫理性に関する懸念を表明します」。

内容は、レプリコンワクチンが開発国や先行治験国で認可されていないという問題。シェディングの問題。これはレプリコンワクチン自体が接種者から非接種者に感染。これはシェディングというんだそうです。シェディングするのではないかとの懸念が

あります。しかし、現在までにレプリコンワクチンにおけるシェディングに関する臨床研究は皆無です。10月からの定期接種が、シェディングの有無を確認するための実証研究になってはいけなと思います。

これは今まででは全く説明もなかった事柄なんです。今までのワクチンとは違うんです。今までのコロナワクチンとは違うものだというのがあるわけなんです。

将来の安全性に関する問題。「遺伝子操作型mRNAワクチンは、特に後世への影響についての懸念が強く存在します。ヒトの遺伝情報に影響しないという言説は根拠を失いつつあります」とも書いてあります。

そして、インフォームドコンセントの問題。従来のmRNAワクチンで指摘されていた重篤な副作用について、十分な説明が行われてこなかったことが示されている。

接種勧奨と同調圧力の問題。ひとたびレプリコンワクチンが定期接種化されれば、医療従事者は率先して接種すべきであるとの世論や医療機関の方針が打ち出されることは想像するに難くありません。レプリコンワクチンは、自分のみならず、非接種者の家族や周囲の人々にまで影響を与える可能性がある中で、接種しなければならぬ状況に追い込まれることは絶対にあってはならないことだと考えます。

結論。一般社団法人日本看護倫理学会は、レプリコンワクチンの導入に関しては、さらなる研究と長期的な安全データの収集が必要であり、十分なインフォームドコンセントの確保と、接種に関する勧奨と同調圧力の排除が求められると考えます。われわれは、安全かつ倫理的に適切なワクチンの開発と普及を強く支持するものではありませんが、そのいずれも担保されていない現段階において、拙速にレプリコンワクチンを導入することには深刻な懸念を表明します。

こうあります。長くなったんですが、担当課の方にはお渡しをしています、事前に。読まれていると思います。

レプリコンワクチンについては、懸念があると思いますが、いかがでしょうか。

○健康増進課長（久保さおり君） レプリコンワクチンについてであります。

10月開始予定としてある新型コロナウイルス感染症定期接種に使用されるワクチンについては、製造意向を示していると言われておりました5社のワクチンメーカーのうち、4社のワクチンが昨日時点で承認済みであり、御質問のレプリコンワクチンにつきましては、現在、承認申請中と理解をしているところであります。

ワクチンについては、国においてその安全性や有効性について十分審査され、国の責任において承認されるものと理解しております。

○3番（高木章次君） すいません。もう一度お伺いしたいんですが、レプリコンワクチンは10月1日からは使えないということですよねですか。

○健康増進課長（久保さおり君） 昨日までの時点で、10月からの定期接種に使用するワクチンとしての承認がまだ国のほうで下りていないということでございます。

○3番（高木章次君） 分かりました。非常によかったですと思います。昨日ですね。

これはこの緊急声明のことも非常に影響しているのではないかなど。審議の模様を確認していませんので、どのような経緯で使わないと、認可しないということになったのかは分かりませんが、これについて、今後、認可されて使えるようになるという可能性もあり得ますので、まずこれについてきちんと市当局として調べていただきたいと思います。

それで、コロナワクチンのインフルエンザ予防接種と同時に発送予定とされる接種券。これなんですけど、鹿児島市はこういうものは発送しないと思うんですが、そういうことで理解していたんですが、そういうことですよねでしょうか。

○健康増進課長（久保さおり君） 接種券についてでございます。

接種券、予診票と言いますけれども、こちらにつきましては、予防接種法に基づくA類に分類をされている疾病につきましては、接種の勧奨をする必要がございますので、お送りいたします。

今回のこの新型コロナウイルス、あとインフルエ

ンザにつきましては、B類疾病ということで位置づけられております。こちらについては、勧奨については特に規定はございませんが、定期接種につきましては、周知はしなければならないとなっております。

本市としましては、接種勧奨ということではなく、定期接種を実施いたしますというお知らせということで、皆さんに接種があるということをお知らせいただくためにお送りしているところです。

○3番（高木章次君） お知らせと言われましたが、鹿児島市はお知らせもしないわけですよね、発送の形では。そういうことですよね。確認したいです。

○健康増進課長（久保さおり君） 接種券を発送しない、お知らせをしないという自治体があるということでございますけれども、本市と同じように、接種券、予診票を送って、対象の方に定期接種を実施するというのを皆さんにお知らせをする自治体は数多くございます。

接種を受けたい方が接種があるということを知らなかったというお声が届いたということで、またお知らせを出すようにしたという自治体もございますので、本市としましては、実施するというお知らせを出しております。

○3番（高木章次君） 結局、郵便の形とかで紙の状態に発送するところもあれば、しないところもある。発送しなくてもよいということはそういうことですよね。

結局、経費がかかるわけですが、発送費が。紙の状態でお知らせをしないということであれば、その分は経費削減ということになるわけです。

もう一つは、コロナワクチンについては、レプリコンワクチンについてはストップと。完全に中止するということが決まったわけじゃないですが、コロナワクチンについて今後も接種。何というのかな、定期的なものとしていいですよというのが続くかもしれないませんが、ぜひコロナワクチンの副反応、死亡について、やはり丁寧に説明をしていただきたいと思っています。

今まで市として副反応や死亡について、どのよう

な形で説明をされてきたんでしょうか。お伺いします。

○健康増進課長（久保さおり君） この副反応や死亡数などについての情報提供につきましては、市のホームページで予防接種の情報を掲載しておりますけれども、そちらのほうで厚生労働省のホームページにこのような情報を取りに行けるようにリンクを張って、皆様に御覧いただけるように情報の提供はしております。

○3番（高木章次君） それでは、今後、広報紙でも、またLINEでも結構ですけれども、ぜひ具体的に丁寧に説明をお願いしたいと思います。

裁判も始まっています。またNHKのあさイチでも結構1時間近くでしょうか、時間を使って、コロナワクチンの副反応、被害について番組をつくっています。ぜひ参考にもしていただいて、きっちりと広報をしていただきたいと思います。

あと、副反応に対する本市住民の被害があるのか、ないのか。なかなか自分からこれはコロナワクチンの影響かなとか思うのは難しいという状態もあると思うんです。知識不足というのものもあるかもしれません。ぜひその方面も力を今後入れていただきたいと思います。

それでは、次に原発関係に入ります。

川内原発について、事故時の避難することによるリスクが高まる入所者がいる介護施設、病院などの施設職員は、避難することなく施設にとどまることに同意をしているのか何うということなんですが、何でこういう質問をしたかといいますと、この前、県の専門委員会が開かれまして、委員のほうからこういう内容について質問が出ました。県当局が答えられませんでした。

それで、私のほうから県の担当部署に電話をしました。そしたら、「今、調査中です」と。「直接、連絡を取って確認しています」という話なんです。

「じゃあ、その確認ができたなら連絡をください」ということで電話を切っているんですが、いまだに連絡は来ません。もうどれくらいだろう。2週間以上前ですかね。

この問題なんですけれども、市のほうはこれにつ

いては確認しているんでしょうか。同意について、お願いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 事故時の福祉施設、病院などの施設職員が施設にとどまることに同意をしているかについてであります。

市の地域防災計画の要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備におきましては、原子力発電所から10キロ圏内の福祉施設、病院等の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携についての避難計画を作成し、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図ることとなっております。

また、5キロから30キロ圏内のUPZの範囲におきましては、県が施設及び医療機関の避難または一時移転に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる施設、医療機関及び避難先候補となる施設等を登録し、連絡体制を整備するなど、入所者の避難先を調整するための仕組みを構築することとなっております。

このように施設、医療機関の入院・入所者やそれに従事する職員におきましては、被曝しないような体制の整備が図られており、被曝することを前提としておりませんので、県におきましてまだ返事がないということではありますが、同意は必要ないとの意向であるとお聞きしており、市としましても同様の判断になると考えております。

○3番（高木章次君） 施設職員、そして入所者について被曝しないようになっていると。これ間違いないんですか。どこかに書いてあるんですか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほど説明しました市の地域防災計画の要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備の項目に記載してございます。

○3番（高木章次君） 分かりました。

それでは、今後、具体的に被曝しないようになっているということですので、今日は時間がないので、今後具体的に一つ一つの施設について、どうすることで被曝なしということにできているのか、お伺いしたいと思います。

それで、次に事故時に対応する市職員の被曝限度

量はどうか決まっているのか。限量を超えた場合は、どう対応することになっているのかをお伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 事故時に対応する市職員の被曝限量についてであります。

鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会におきまして、委員の方から県に対しまして、原子力災害時に周囲の放射線量が上昇した場合に、その中で作業される従事者に市町村職員が参加した際、被曝の管理の観点についての数値について基準を尋ねられたことがございました。

その際の回答で鹿児島県が数値を出して回答して、その後再確認された際、県が「国に数値については確認します」というところで議論が終了していると聞いております。

本市職員が原子力災害時に災害対応業務に従事した場合、市地域防災計画の緊急事態応急対策の防災業務関係者の放射線防護に基づいて従事することとなり、参考として数値が出されてはおりますが、それに関わらず被曝線量はできるだけ少なくするよう努めるとされております。

防災業務関係者につきましては、安全を確保し、被曝が予想されることを踏まえた防護措置が必要であり、ポケット線量計や防護マスク、防護服の着用、安定ヨウ素剤の服用を行い、また後日、内部被曝測定を行い、極力被曝しないよう細心の注意を払って従事することとなります。

○3番（高木章次君） そちらのほうにもメールでお送りしていると思いますが、このことについては、県の原子力安全対策課のほうに問合せをしています。一般質問の直前に県の担当者と電話で話をしています。

50ミリシーベルトというのは上限であると。それで、必要に応じて要請を行う組織と協議する。この辺りなんです、県と市当局が相談をして決められると。「間違いないですよ」と。で、「間違いないですよ」ということで……。

「例えば25ミリシーベルトにするということも可能ですよね」と聞いたら、「はい、そうです」ということですので、市と県がきっちり相談して、市職員の被曝限量上限は一体どうするのかと。早急に

相談してみてください。

時間がないので、次に移ります。

避難計画に関する住民の意見聴取の準備の状況をお伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 避難計画に関する住民の意見聴取についてであります。

現在、国におきましては、原子力規制委員会の屋内退避の運用に関する検討チームの中で検討がなされております。これまで4回開催されておりますが、取りまとめは今年度末になると予定しております。

また、平成25年度以来となる鹿児島県での国の原子力総合防災訓練につきましては、来年開催予定と聞いております。

したがいまして、検討チームによる国の方針が出された来年度以降、その計画を本市に当てはめた場合にどのような影響が生じるかを検討し、まちづくり協議会と協議しながら、住民の方とどのような意見交換会を開催するか検討しながら進めていきたいと考えております。

○3番（高木章次君） いつぐらいにどのように開催するというのを考えられていますか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほども説明しましたが、年度末に意見が出されると仮定しますと、来年度以降ということになります。

その中で地域の方々とのような意見交換会を開催したほうがいいのかというのも検討してまいります。

○3番（高木章次君） 事前に市として住民の意見を聞くべきと思います。

時間がないので、これで終わります。

次に、川内原発の使用済核燃料乾式貯蔵施設建設を九電は検討中としているが、前提とする搬出先の六ヶ所再処理工場の完成は27回目の延期が確定し、見通しもない。

反対すべきと思うがということで、考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 川内原発の乾式貯蔵施設の導入ということでもありますけれども、昨年11月、九電のほうから技術的な検討を行っているという報告は受けております。

しかしながら、それ以上の情報はありませんので、現時点は意見を述べる段階ではないと思っております。

○3番（高木章次君） 九電には「技術的な検討というのは、具体的にどういうことなんですか」と聞いても返事をしてくれません。この問題は非常に大事な問題ですので、今後とも市として様々な情報を取り入れていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[9番大六野一美君登壇]

○9番（大六野一美君） 私は市民の声を基に通告をいたしました2件について、市長の御所見と御見解をお伺いいたします。

1件目は、マニフェストと掲げられた市長選の市民への約束事です。大項目7項目について、現段階での進捗と自己評価をお伺いするものです。

一つ、安心・安全のコト。二つ、子育てのコト。三つ、稼ぐチカラのコト。四つ、まちの主役のコト。五つ、都市のコト。六つ、環境のコト。七つ、公のコト。

7項目を目標どおり達成することが、本市の未来が明るいものになるとの確信を持つ市民の1人として問うものです。

既に第3コーナーに差しかがろうとしている今、しっかりと精査をして、不足している部分については完成できるように最大の努力をすべきとの旨を伝え、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 大六野一美議員の御質問にお答えをいたします。

市長マニフェストの進捗と自己評価についてであります。

私は市民の皆様と共に夢を形にできる、ワクワクするまちづくりを進めたい、こういった思いから令和3年10月の市長選挙に出馬を決意し、各方面からの御支援をいただき、市長に就任させていただきました。

就任して3年が過ぎようとしておりますが、誇りあるふるさといちき串木野を前進させ、持続可能な活力あるまちづくりのため、全力で市政運営に邁進してきたつもりであります。

就任当初は、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、多くの制限制約がある中、そうした中での船出となりましたが、市民生活の向上と市政発展に私なりに一定の成果を上げることができたのではないかと考えております。

私は1期4年の市民の皆様との約束事として、先ほどお述べになられた七つの項目を柱に据え、46の取組項目を各種施策として推進してまいりました。

全体的な自己評価としましては、議員の皆様並びに市民の皆様から折に触れて御意見を賜りながら、全ての事業に取り組み、現時点でおおむね9割程度の進捗であると認識をいたしております。

それでは少々長くなりますが、大項目ごとに説明をさせていただきますと思えます。

まず、一つ目の安心・安全のコトでは、六つの取組項目を掲げており、全て実施してまいりました。

新型コロナ対策では、プレミアム付き商品券事業や食のまちLINEクーポン券事業など、コロナ臨時交付金を活用した67の事業を実施し、感染拡大防止と市民生活、経済活動の維持に努めたほか、近年多発する内水氾濫や土砂災害等の防災対策の強化、消防体制の効率化や資機材整備を通じた消防力の向上など、暮らしの安心安全を守る体制の強化や整備を図ってまいりました。

二つ目の子育てのコトにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターあいびれっじなどの充実に取り組み、利用者から好評価を得ているほか、子育て世代から高齢者まで幅広い世代が憩える公園として、長崎鼻公園の再整備を行うこととしており、令和8年度のオープンを目指しております。

また、各学校に電子黒板などのICT機器を導入し、現代のニーズに合わせた教育環境を整備したほか、イクボス企業応援助成金の創出により、イクボス宣言をした企業が増えるなど、結婚や子育て応援、教育環境の整備が図られ、おおむね8割程度の進捗

と捉えております。

三つ目の稼ぐチカラのコトにつきましては、全ての項目に取り組み、力強い産業や人材育成のための環境整備を行ってまいりました。

主な取組としましては、市来安茶地区に新たな工業団地を造成するほか、サテライトオフィスの新設とIT関連企業の誘致など、新たな働き方の創出がなされました。

また、国内外販路開拓支援やふるさと納税などにより地域資源の需要拡大を図り、これからの地域を支える人材育成として、新規創業等支援事業補助金の創設など、経済支援等の環境整備を行っております。

四つ目のまちの主役のコトにつきましては、まちの未来や生涯現役社会の構築、特色ある地域づくりや多様性のある社会の構築など、全ての項目について実施してまいりました。

市民の方々と一緒にまちの未来を考える「2040年のまちを考える会」を設置し、本市が取り組むDX推進事業や総合戦略について意見をいただいたほか、年齢フリーの就業機会づくりとして、市立ハローワークを活用した企業面談会を実施してまいりました。

また、総合イベント助成事業による交流人口の拡大、ふるさと納税を通じた関係人口の創出、外国人留学生支援事業による多文化共生の推進などに取り組んできたところであります。

五つ目、都市のコトにつきましては、快適な都市環境整備に取り組んできており、おおむね6割程度の進捗と考えております。

歩きたくなる街並み、歩きたくなる道の整備に向けて、大原港線の歩道改良に着手したほか、令和5年度に策定しました市の公共交通計画を基に効率的な交通ネットワークを形成し、人口減少社会における都市基盤整備手法であるコンパクト・プラス・ネットワークなどの都市再生の取組を引き続き推進していくことといたしております。

六つ目の環境のコトについてであります。環境維新のまちづくりに向けて、四つの項目全て実施しております。

特に洋上風力発電構想につきましては、洋上風力

発電調査研究協議会を立ち上げ、可能性調査やシンポジウム、住民説明会を通して、利害関係者等への合意形成や地域住民の理解が得られるなど、国への情報提供の準備が整ったことは大きな前進だと考えております。

また、調整が難航しておりました陸上風力発電につきましても、事業者間での協定締結と地元合意が得られ、事業の進展が図られたほか、いちき串木野電力による卒FIT電源の買取りが開始され、エネルギーの地産地消が推進されるなど、地域経済の循環モデルも着々と進んでいるものと考えております。

七つ目の公のコトであります。オープンで分かりやすく、頼りになる市役所を目指し、まずは市民の皆様の声、現場の実態をしっかりと聞き出すということが施策を構築していく上で重要である。こういった考え方から、広聴広報機能の充実を出発点として、これまで取り組んでまいりました。

具体的には、みらいトークといたしまして、これまで九つの団体と直接対話による意見交換を行ってきております。また、第4次行政改革大綱を着実に推進するため、事務事業の見直しや公共施設の適正化に取り組んでおります。

そのほか、今年度からキャッシュレス決済の導入や書かない窓口の導入など、デジタル行政を推進し、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ることといたしております。

これらの施策の基となります財源につきましても、順調でありますふるさと納税や計画的な行財政改革により、持続可能な財政運営が図られているものと考えております。

このように1期目の3年間で様々な施策に取り組んでまいりましたが、これまでの取組の中で未完の事業もあることから、今後もより一層努力を重ね、これらの完成に向けて取り組むことが責務であろうと考えております。

こうした評価に甘んじることなく、これまで実施できている施策については、さらなるレベルアップを図るとともに、実施に至っていない施策については、これを検証の上、実現に向けて全力を挙げ、そして、本市の最大かつ喫緊の課題であります人口減

少・少子化対策など、新たな取組が求められる施策につきましても、先頭に立って積極果敢に挑戦してまいりたいと考えております。

○9番（大六野一美君） コロナ禍で大変厳しい時期もあったさなか、市長の評価はほぼ6割以上、案件によっては9割達成をしたという見方のようにあります。

ただ、市長、市長はそういう自己満足でおられるか分かりませんが、市長はこういうことをしてきて、本市がどのようにどの部分がどう変わったのか。やっぱり見えていない、見えてこないところに非常に疑問と疑義を感じています。

確かに一つの目標であり、すぐ達成できるものでもないとは承知をしながらも、やっぱり本市がよくなるための一つのマニフェストであり、かつ、市民への約束事ですから、成し遂げることで部分部分で「さすがだね。市長があれをしたから、こうなったんだよね」というところがあんまり感じられないところに、あえてこういう質問をしている。

同時に、ある程度、時期を見て検証もしていかないかんという思いも込めての質問なんです。

だから、市長が今、言われる中で一番私が市長になって、このことをして、こう変わったんだという自信作はどういうことで何ですか。何だと思いですか。僕にはそれが見えないもんだから、こういう質問をしています。

○市長（中屋謙治君） 7項目にわたって、それぞれに壇上から答弁をしたつもりでございます。

最大の課題は、昨年度から人口減少・少子化対策だということで、加えてマニフェストに掲げた各項目に取り組んできているところでございます。

就任させていただいて、この3年の中で具体的なものを目に見える形でというのは、例えば大きなものを誰が見ても分かるようなという形ではなかなかお示しできる段階にはないと思っておりますけれども、それぞれのものを先ほど申し上げたマニフェストに掲げた進捗状況を、機会を捉えて市民の皆さん方に御報告をする。この説明が足りていなかったなと、ここはもう素直に反省させていただきながら、これまでの掲げた市民との約束事、項目について、

そして、なおかつ最大の課題であります人口減少・少子化対策に成果が上がるよう取り組んでいきたいと思っております。

○9番（大六野一美君） 市長、今、市長が言われるとおりで、まさしく私もそんなに思います。

だからこういうことを実行するに当たって、市長1人でできるわけでも何でもありませんので。市長がいつも言われる職員に後ろ姿を見せながら、そして、職員をスキルアップさせながら、こういうことを成し遂げていく、これが常道手段だと私は思っています。

だから、いろいろなところでいろいろな声がある中で、「それは本当なのかよ」という疑うようなことも聞くんです。市長、もうちょっと職員に大きな後ろ姿を見せて、そして、職員を育てながらしていかないかんという思いでおります。

ちなみに2週間ぐらい前にクラウドファンディングで西岳から冠岳一帯の整備をするためのふるさと納税に近い形でしょう。返礼品もない中でシティセールス課の大竹補佐が新聞に載っていました。

聞きますと、やっぱり彼女の後ろ姿なんですか。返礼品がない中でも、それ相応の寄附が集まっているという現実のようであります。

要は、若干、一般質問と離れますけれども、冠岳・西岳一帯が好きで寄附をされるのか。あるいは、補佐の後ろ姿を見て、彼女の人柄に惚れてする部分もあるであろうというふうにものを考えますと、市長、やっぱり職員のやる気と何であれば、そういう人たちをどんどん育てていって、この七つのことの成就を図らないかんだらう、図るべきだと思いをしています。市長はもっと職員に後ろ姿を見せないかんのかなという思いをしています。

だから、市長は、物事を書いてするのは、これ羅列するのは誰でもできるんです。だけど、要は今、言いましたように、このことを成就するためにいかにどういう方向でどげん動くかなんです。それを職員が後ろ姿と称して見ていると僕は理解をしています。

優秀な職員が多い中で、だから、そういう職員をうまく使いながら、一つの政策を成し遂げていく。これは市長の役割だと僕は思っています。

自分で何かいもできるわけでも何でもなし、取り巻きをちゃんとうまくといひましようか、育てながら、使ひながら、そして、その方向に導いていく。最終的には市長としての断を下す。これが在り方だろうと僕は思っています。

そういう意味で、市長、もうちょっと大きな背中を職員にも我々にも見せてください。そうすることでいろんな意見も知恵も出てくると私は思っています。

だから、議論するところから物事は始まるんでしようから、そういう思いで質問をしています。

4年の任期中のマニフェストですから、当然4年である程度めどをつけていく。そして、できないところは、またそれなりの対応していく。そういう姿が望ましいんであらうと思ひます。

できなかったことを市民にどう説明するんだという一般質問も書きましたけれど、それは広報紙でとか何とかということじゃなくて、やっぱり自分の生の声でしっかりと市民に説明し、そして、不足した分については、これはこうなんだという理解ある説明すべきだという思いをしておられます。

市長、その件についてはいかがですか。

○市長（中屋謙治君） 職員が一生懸命取り組んでいる。私自身も職員の頑張りといひましようか、これについては、大きく高く評価をしているものがございます。

職員が一生懸命、時間とか制約とかそういうものを考えながらも一生懸命取り組んでくれている。このことについては、私は高く評価し、大変ありがたいなと思ひておられます。

今ありますように、職員の姿。私は市役所、オープンで分かりやすく、そして、頼りになる市役所というのを繰り返し繰り返し言ひておられます。

オープンというのは、我々がやる一つ一つの行政事務というのは、これはオープンになる、オープンにする、あるいはオープンであることが求められるという。ですから、今だけ、ここだけ、あなただけ、そして、私だけという、これは絶対ないんだよということば繰り返し言ひておられます。

ですから、去年あるいは前例でこうこうだったか

らということば説明にならないよと。オープンになったときに、「去年どおりやりました。前例どおりやりました」と、これでもって納得はいかないですよねと。

だとすると、これまでこうこうだったかもしれないけれども、その根拠は何なんだ、そして、今に合うのかどうかということば検証しながら、そして、自分の仕事として責任を持って、オープンになっても自信を持って説明ができる。そういうやり方をしましようやということば折に触れて、いろんな形でもって職員には言ひてきているつもりです。

少しずつそのことが職員は分かってくれていると思ひておられます。そのことが仕事のやる気、出てきていると思ひます。

そして、もう一つには、私は市の大きな方向性として、行政、団体規模として二万五、六千人。そんな大きい町ではありません。そして、人口減少・少子化が進んでいく。こういう厳しい中であって、全てのものにその限られた財源を、あるいは資源を投入できるか。できないんです。

だとすると、どこを集中的に伸ばしていくかと。これは本市の強み、特色、これじゃないかという。

だから、全てにおいて勝つてということは、我々の団体規模としては難しい。

だとすると、必要最小限の部分がある。そして、得意分野を伸ばす。それがまちづくりの方向性じゃないかというのは、これも職員と議論する中で折に触れて、いつも申し上げているところでございます。

ですから、本市の強みあるいは魅力、特性。これをしっかりと見極めて、磨き尖らせていくんだということがまちづくりの方向性だよねって。そのことを個別具体的に職員と議論しながら取り組んできているところでございます。

私自身も今、御指摘ありましたことをしっかりと精進しながら、我々の使命というのは、市民の幸福、そして、町の発展だと思ひておられます。いちき串木野市民の幸福のために、そして、いちき串木野発展が我々に与えられた責務だと思ひておられますので、このことをしっかりと柱に据えながら、個々具体的な議論を進めていきたいと思ひておられます。

○9番（大六野一美君） 市長、限りある原資ですので、あれもこれも何もかにもという施策はできないことは重々承知をしております。

やっぱり取捨選択をしながら、いつも言っています。辛抱してもらうところは、辛抱してもらわないかんとです。この現状を、この窮状を市民にもしっかりと理解してもらいながら、そして、優先順位を決めながら、これからやっていくんだと。

だから、柱がなかなかできかねているところに、むにやむにやっとした感情があるんです。何もかもせいという時代じゃないんで、できる時代じゃないんで、それは十分承知をしている。

最大限すべきをしながら、辛抱してもらうのは、辛抱してもらわないかんとでしょう。それだけ余裕のある本市ではありませんので。

幸い今ありました原資としてふるさと納税、シティセールス課を中心に非常によく頑張っていて、多くの寄附をいただいている。もちろん返礼品の協力者もさることながら、シティセールス課の努力にはびんたが下がります。

だから、新しい返礼品を探しながら、また、次に転がしていかないと飽きられる時代ですので、そこらを市としてもいろいろな情報を集めて、シティセールス課に与えながら、ふるさと納税額がさらに伸びるように努力をせんないかんだらう。

財源の確保がなかなか本市ですので、先ほど言いましたように、西岳周りのクラウドファンディングで募った。そういうことをしても、私はこれは地域もさることながら、人の問題が最優先だと思っています。いつも事あるごとに毎回顔を見ないときがない。だから、そういうつなげの中での寄附だらうなど。返礼品もないのにという思いをしています。

しっかりとそういうところは市長がお見通しでしょうから、さらに個々の能力を伸ばしながら、ふるさと納税についてもしっかりと増えるように頑張っていたきたい。もちろん頑張るべきだ。

このことについては、市長、市長のほうから一言ありませんか。

○市長（中屋謙治君） 若干繰り返しになるかもしれませんが、個々の職員、特にシティセール

ス課は土曜日曜、時間関係なく、ものすごく頑張ってくれていると高く評価いたしております。

ただ、私とすれば、現時点、本市よりもまだまだふるさと納税を多く獲得しているところもある。それを見ながら、そういうところを参考にしながら、現状に甘んじることなく、もっと工夫はできないのかということ職員に叱咤激励する部分というのはありますので、そういう面からすると、職員からすると、随分厳しい上司だなという捉え方をするんだらうとは思いますがけれども。

しかし、先ほど申し上げましたように、市民の幸せと市の発展、それが我々に与えられた責務だと思えば、このことは言わざるを得ないというのが私の立場だらうと思っております。

繰り返しになりますけれども、マニフェスト、それから当面の課題。こういうものについては、しっかりと市民皆さん方に分かっていただけるよう、そして、協力がいただけるよう、これからも精進してまいりたいと思います。

○9番（大六野一美君） 市長のその言葉で後々を期待しながら終わらうと思いますが、やっぱり何か柱になるようなものを幾つか育てながら、そうすることで物が見えていく、形が変わってくる。そういうことをするべきだということをこの件については、お伝えをしておきます。

次に、市職員の定住率についてであります。

本来、入庁時は市内に居を置くというのが条件であったと理解をしておりますけれども、現状で何かいろいろな話を聞きますと、いろいろなことがあるようであります。

現状で何も問題はないという理解でよろしいですか。

○総務課長（岡田錦也君） 市内居住条件について、現状で問題はないかということでございますが、職員採用試験の受験資格に採用時に本市に居住できる方という居住要件を現在設けております。

これは採用後、地域社会との密接な関係を築くためには市内に居住することが望ましいということ、また災害などにおける緊急時対応においても迅速に対応できることから、市内居住が望ましいと考える

ためでございます。

この状況を継続することが職員・地域にとっても望ましい姿だと思いますが、その後、職員が結婚などのライフスタイルの変化や諸般の理由により市外に居住しなければならないというケースも出てきております。

ただいま現状で問題はないかということでございますが、市外居住ということで全ての地域行事等への参加は難しいことですが、仕事、通常業務におきましては、特に支障はなく、問題はないと思っております。

○9番（大六野一美君） そりゃ当然でしょう。通常業務は時間に来て、時間に終われば、問題はないはずです。

ただ、公僕という立場からすると、地域に住みながら地域の皆さん方と朝な夕ないろいろな触れ合いをしながら生活をしていく。これが公務員としてのスタイルだというふうに、僕は最初の本市に居を置くべきというのは、そういう意味合いもあると思っております。

だから、その最初の決まり事が形骸化しているんじゃないのかという市民の声がいっぱいあるんです。やっぱりこういう人口減少の厳しい中で、「本市に籍を置かず他市から来て、他市に税金とは何事よ」という声がちょこちょこ耳に入ります。またうちにも見えます。

確かにいろいろ途中であったにしても、それを形骸化して、何もかんもよしとするようでは、最初のこの決まりは何なんだという思いなんですよ、課長。

課長が一存でできる話でもないと思うけれど、基本は基本でびしゃとせないかんでしょう。だから、人間が墮落するんです。決まりを決まりと最低守れないから。基本的なことです。

そりゃ諸事情があつてというけれど、ただそれをもって、この一個を形骸化するということがどうなんでしょうね。市の職員として、このままでずっと続けていけばどうなるんでしょう。

そりゃあ入庁時に市内に居を置くということで、最初はおつて、2年ばっかりすれば、どっかに行くんですよ。

どういう言い方がいいんでしょうか。こういう一つの決まり事があつて、それを履行できずにおつて、通常の業務には支障はありませんなんて、課長、ちょっとおかしいんじゃないのか。

机上の業務をするだけが公務員じゃない、市の職員じゃないと僕は思っていますんでね。やっぱりちょっとは地域と交わりながら、相談も受けたり、いろいろこうする。それが望ましい公務員の姿の在り方だと思っております。

課長、さっきの答弁で間違いありませんか。

○総務課長（岡田錦也君） 大六野議員仰せのとおり、市内に居住することで地域に密着、緊急時に迅速に対応するには、市内に住んで、常に地域の人との関わりを持つことが市職員としては望ましい姿であるとは考えております。

ただ、その後、職員によりましては、結婚、子育て、介護などの理由があり、個々のケースによってライフスタイルを維持するには、それも大事なことであり、そのような事情を持つ職員が市外に居住するということはやむを得ないということで考えているところでございます。

ただ、その職員も市外には居住いたしますが、できる限り地域住民と参画するということは、職員もそれぞれ自覚していると考えております。

○9番（大六野一美君） 課長、そういう答弁はないだろう。自覚は全く見えないから、頭隠して、尻隠さずの状態、他市に居を構えるのよ。

そういうハートを持ちながら、ほんのこて本市のことを考えられるか。僕だったら考えられない。

もともと入庁時はこういう規則があるんです。だから、それを反故にしてまで、そういう答弁はいかなもんかなと俺は思うけれど……。

まあ現実そういう人は後ほど出てくるけれど、幾らいるのかということですよ。私は決まりを決まりとして守らないところに、先ほども言ったけれど、職員としてのモラルやら何やら、たがが緩んでくるんだろう。

何もかも厳粛に厳しくせえとは言わんけれど、やっぱり基本は基本でしょう。担当課長、さっきの答弁でよかですか。

○市長（中屋謙治君） 実態はもう大六野議員、十分御承知のとおりだろうと思います。

今、職員が328名おります。328名の職員のうち、市外に居住している者がちょうど30名、率にして9.1%ということであります。

市の職員として入るときに、採用後は市内に居を構えること、居住することということを条件として市の職員として採用され、そして、仕事に頑張ってくれていると思います。

今、328という数字を申し上げましたが、全ての職員がそのことは頭にあると思います。

そういう中で、どうしてもやはり結婚であったり、親の介護であったり、あるいは子どもの教育の関係であったり等々、まさにやむを得ない事情があつて……。

我々の使命というのは、先ほど申し上げましたように、市民の幸せと市の発展であります。今、一番大きい問題というのが人口減少・少子化だということを市を挙げて取り組もうとしている中に、市の職員、今30名でありますけれども、ここに住んで、そして、まちの発展、市民の幸せに直接的に関われればという思いは心の中に引っかかりながら、職員は取り組んでいると思っております。

そういうことで、まさにやむを得ない事情で市外に住んでいると。さっき申し上げた事情でこれはやむを得ないという、このことを我々とすれば、そこもまた理解してあげないと、そこを含んだ中でもって市の発展に取り組んでいく。これが我々に今、求められる形じゃないのかなという。

決して望ましい姿ではありませんけれども、やむを得ずこういう実態がある、これは認めざるを得ないということで御理解いただければと思います。

○9番（大六野一美君） 非常に、市長、御理解をいただく。御理解できる範疇の話ではないんです。そりゃ個々はいろいろあるか分からん。今、縷々言われたようにね。

だけど、そうでない案件が何件かあるという実態です。それまでプールして、諸事情で一括りにされてもちょっと理解しがたい。

僕もそう思うけれど、市民の声なんです。市民

の声。本来、都合のいいことを言って、周りに何かおつて、そのことを……。

私ははっきり言って、こういう質問をするに当たって、自問自答しながらの質問なんです。我が事じゃないんです。やっせんこっじゃでよかあよと思えば、何も声を荒立て、厳しく追及する必要はないんです。

ただ現実的に入庁するときにはこういう決まりがあつて、そしてスタートをして、2年ばかりすればいなくなる。あるいは市外に居を構える。

それを総称して、いろんな状況があつてで一括りで済まされますか。ここで個別の案件を言つていいですか。違うでしょう。

それは確かに個々はいろいろあるでしょう。認めなきやいかん案件もあるでしょう。それはそれとしながら、基本はこうなんだ。こういうのが守れないところにやっぱり緩みが出てくるんです。

公務員というのは、内部では非常に甘くて、都合の悪いことは隠したがる。どこもそうですね。まさしく本市もそうなのかなという思いをしながら、今、市長、聞いているんです。

本当はこういう質問はしたくない。優しい質問をして、周りにこうおつて、そのほうがいいんですよ、受けが。

だけど、市長のマニフェストもしかり、どっか何か検証をするときもなければ、ずらずらと月日が流れる。そのことによって本市はどうなるのよという思いが一つ。

まして、職員の問題もそう。先ほど328名、市外30名ということでしたけれど、3番目の管理職、一般職のどういう数とどういう事情で市外に住んでいるのか、お聞きをいたします。

○総務課長（岡田錦也君） 管理職・一般職別で申しますと、管理職が1名、その他の一般職員が29名でございます。

理由といたしましては、先ほども申しましたが、結婚や子育て、介護などの理由が主でございます。

個々のケースは御説明できませんが、職員にとっては家庭を持ち、ライフスタイルを維持するには大事なことであり、そのような事情を持つ職員が市外

に居住することはやむを得ないと考えているところ
でございます。

○9番（大六野一美君） 結婚をしてとなると、市
外に住む人というのは女性が多いんですね。

○総務課長（岡田錦也君） 男女別で申しますと、
男性が13人、女性が17人でございます。

○9番（大六野一美君） 男が女がという分け方は
いかなもんかと思いつつも、女性の場合は結婚
をして、日置市の人と結婚すればそうなるのが常で
しょうし、薩摩川内市の人と結婚すれば、またこれ
はいかにということで、大卒はそういうことなんで
しょうが、男性の13名が非常にどういう理由なのか
ね。

やっぱり違うでしょう。本当に市の職員を全うす
るとしたら、本市に居を構えて誠心誠意頑張る。こ
れは基本的なことだと僕は思いますけれど。

一般企業なら、あちこち、あるいは大都会なら家
賃等の問題があつて、遠いところから通勤せざるを
得ない個々のケースはあるにしても、こんな二万五、
六千人の小さな市で、それを認めながら形骸化して
いくと、なお少子高齢化・人口減少に歯止めがかか
らない実態を助長するようなもんだという観点から
質問をしているんです。

個々の事情はここでは言えないとしても、総務課
長、個々の事情を整理しとってください。後で聞き
に行きますので。

やっぱり私は本来、女性の分はまだ結婚してやむ
を得ん部分があるにしても、男がそういうことで入
庁して、そして市外に出ていく。本市に住まない人
が本市に愛着があるわけがない。基本的には僕はそ
ういう思いです。

そういうことを踏まえて、これ以上言っても本当
のことは総務課長、言えないでしょうから、また後
で整理しとってください。

いろいろと質問してまいりましたが、返す返すも
本市が少しでもよくなるためのそういう強い思いで
質問をしております。そういう意味では市長じゃな
いけれど、御理解をお願いしたいと思います。

いろいろありますけれども、今言いましたように、
本市がこれ以上沈まないような市であることを祈り

ながら、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（中里純人君） ここで昼食のため休憩いた
します。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時13分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） これより先に通告いたしま
した事項について順次質問を行います。

串木野さのさ祭りが本年も実行委員会をはじめ関
係各位の御尽力と御協力によって、成功裡に終了い
たしましたことを心からお慶びを申し上げます。

私はコロナ感染により、串木野さのさ祭りが始ま
って以来、初めて参加することができませんでした。

今日は1番目に私の思いも込めて、さのさ祭りに
ついて、お尋ねいたします。

令和7年10月予定の市制施行20周年記念事業を前
にして、昭和47年に始まった串木野さのさ祭りの原
点に立ち返り、1部に、さのさ祭り市中流し踊りは、
“串木野さのさ”と“鹿児島はんや節”の2曲で踊
り、2部に、（仮称）元気祭りとして、“鹿児島お
はら節”や“いちき串木野元気でいこう”等の踊り
とともに、串木野さのさの振りつけのない踊りやみ
こしも繰り出すような構成は考えられないか、お伺
いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。市長の答
弁をいただき、その後の質問は質問者席から行いま
す。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 福田清宏議員の御質問にお
答えをいたします。

串木野さのさ祭りについてであります。

本市の夏を彩る串木野さのさ祭りは昭和47年に始
まり、今年で52回目を迎えております。歴史ある市
民参加型のビッグイベントであります。

明治期に生まれました串木野さのさは、家族が漁
に出た夫や父親の無事を願い、船員はふるさとをし

のお思いを込めて、哀調漂う節回しの歌であります。この背景に思いをはせながら串木野さのさを踊ることは、郷土愛の醸成を図る上で大変意義深いことと思えます。

近年、市中流しは串木野さのさと鹿児島はんや節の2曲で構成しておりますが、過去はお述べになりましたように、いちき串木野元気でいこうを加えた3曲で構成されていたときもございました。

市中流しの形態については、その都度、実行委員会で協議し、決定しております。今年は2回の休憩を挟みながら、都合3回の踊りの時間を設定したところであります。

来年は本市市制施行20周年の大きな節目を迎えます。お説ありましたように、例えば前半は、議員お説のとおり、しめやかな踊りをし、後半はアレンジの効いた元気な踊りとする、こういった祭り全体の構成を含め、実行委員会の皆さんで検討していただいたらと、このように思うところでございます。

○15番（福田清宏君） 哀調を帯びて完成してきた串木野さのさであります。昨年亡くなりました私の従兄の遺品の中に、元串木野市議会議員で本浦船員組合長も歴任されました南竹纒二さんの手記が「串木野さのさ」と題して残っていることが分かりました。

その手記には、秋太郎（バショウカジキ）の延縄漁業と串木野さのさの生い立ちが記載されております。要約して紹介しながら質問を続けさせていただきます。

秋太郎の延縄漁業は、明治6年、本浦の2人の船主がこの漁法を考案された島平の坂口氏の御指導をいただいて、試験操業のつもりで串木野港を2隻で連れ立って、夜明けに出港して、帆走したり、当時は八丁櫓で漕いでいく帆船ですが、2日ぶりに長崎県の対州沖に着いて、その夜に餌にするサバを釣って、明るる朝、早くから投縄をしたところが思わぬ漁獲を得て、大漁であったと記述されております。

当時の帆船は小型船のために僅か3日で満船となり、五島玉之浦港に入港して、水揚げをした。そして、この2隻の成果は、串木野港で出港を待ちわび

ていた本浦の帆船20隻余りに伝えられて、現場に急行し、それぞれが大漁して、玉之浦港と富江港に入港することになった。

そしてまた、その二つの港は串木野船ブームで湧き、町も賑やかになったと記されております。

明治22年に延縄の餌にサバの生き餌が使われるようになって、漁獲も増加しましたが、その頃の帆船の乗組員の労苦は並大抵なものではなかったと書かれております。

ここら辺りで、さのさの生い立ちが生まれてくるんですが、漁を終えて、玉之浦港、富江港に入港して、水揚げした晩に乗組員の労をねぎらうために各港の色町に繰り出し、全員で軽い宴会をする、そのときに芸者衆が歌って聴かせた「五島さのさ」が、餌となるサバ釣り時に右舷と左舷の両舷に分かれて座り、眠気覚ましに交互に掛け歌として珍しがられて歌われるようになり、自作のさのさもよく出るようになった。

漁を終えて、故郷に帰ると、若い船員たちは浜辺に集まり、親友ごとに輪になって掛け歌に興じ、五島さのさが流行っていったと記されております。

沖へ出ても故郷をしのび、家族のことや愛しい彼女の夢を見る切なさが歌詞となって唱われ、また、五島灘での遭難船の犠牲者となって亡くなった先輩や同僚達を思いながら唱うさのさに哀調を帯びてきて、賑やかな五島さのさが哀調を帯びた串木野さのさに変わっていった。

そして、大正6年に八丁櫓の帆船が補助エンジンを据えて機帆船となり、動力化され、大型化に伴い、五島の両港に入港していた漁船は、長崎港に水揚げし、串木野港に入るようになって、自然と五島さのさの原曲が影を潜め、哀調を帯びた独特の串木野さのさに変わっていったと記されております。

御案内のとおり、串木野さのさの歌詞の中にも、幾つかそういう哀調を帯びた流れがあります。

皆さんが御存じの「百万の敵に卑怯はとらねども、串木野港の別れには、思わず知らず胸せまり、男涙をついほろり」これは、これが別れになるやも知れず、家族や恋人を想い、涙する男心を歌われております。

「夕空の月星ながめてただ1人、あの星あたりが主の船、とびたつほどに思えども、海をへだててままならぬ」夫に会いたいけれども、海を隔てて、ままならない切なさが歌われた歌であります。

「我が恋は玄界灘の荒波に、海にもまれて苦勞しや、岸打つ波に砕くとも、主の大漁を待ちわび」夫に会いたい、恋人に会いたい。そういう思いもあるけれども、なかなか自分の恋心と思いながらも会うに会えない思いと、大漁と身体を健康を祈って待ちわびているという女心の切なさが歌われております。

このように、愛しい、恋しい、あるいは故郷をしのんで、故郷・家族を思う、そういう哀調を得た歌詞とともに歌い継がれてきたのが、今のさのさであります。

先ほど市長からもありましたように、市中流し踊りは昭和46年に始まる予定でありましたが、その年の8月5日に台風19号によって五反田川が氾濫をして、大きな被害を受けたことから、翌昭和47年に延期されて、開始されたところでもあります。

このときに舞踏家の竹原喬之助先生に従来の座踊りを市中流し踊り用に振りつけていただいた。そういうふう聞いております。

今、こうして申し上げておりますが、この賑やかな五島さのさから故郷を思い、家庭や恋人のことを思って歌い、哀調を帯びた串木野さのさに変わってきた、この生い立ちを顧みるとき、いま一度、最初も質問いたしましたとおり、さのさの原点に戻って、これを大切に考えないといけないと思うことでもあります。

哀調を帯びた串木野さのさと一緒に、みこしやダンスはそぐわないのではないかと思います。パートを分けて、参加していただく道を探してほしいと思うことではありますが、先ほど市長も少し触れていただきましたけれど、再度こういう思いがしますけれども、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（中屋謙治君） 私どもはまぐろの町ということで、特産品、まぐろの町を標榜しております。延縄漁のまぐろ漁にこういう歴史があったんだなど、私も資料をいただき、そして見させていただく中で、改めて先輩方の歴史に胸の熱くなる思いがしたとこ

ろであります。

今、議員からお話があったように、明治期、五島沖に2日かけて、当時はまだ船は帆船です。風が吹くときは帆を立てて、そして、風がないときは櫓を漕いで、2日かかりで五島までたどり着いたという。そして、現場に着くと、そこでサバを釣って、餌を調達し、そして夜が明けると、そのサバを延縄・枝縄にかけて、そして、延縄漁をするという延縄の歴史を聞きますと、長い長い歴史、そして、先輩方の大きな苦勞があって、「我々はまぐろの町です」ということを言っている重みというのを改めて感じることであります。

先ほど議員が少し触れられましたけれども、そのサバ釣りのときに、船員が船の両舷に分かれて、糸を垂らしてサバを釣る。何もすることはないわけですので、おのずとそれぞれの自分の掛け歌というんでしょうか、それをしながら時を過ごすというのがあったようでもあります。

そうこうする中で、先ほど御紹介があったように、港に入って、その芸者の皆さん方の五島さのさ、そのことを聞いて、五島さのさも両舷に分かれてサバ釣りをする中で掛け歌に使われるようになったんだと。そういう歴史があって、五島さのさというのがベースになっている。

資料の中では、五島さのさというのは賑やかな歌だとなっておりますけれども、本市の哀調を帯びた串木野さのさ。その中で当時、皆さん方でおっしゃったのが、板一枚、下は地獄だ。今日は人の身、明日は我が身。こういった本当に悲痛な歌もその掛け合いの中で歌われながら、哀調を帯びた串木野さのさというのができているんだ、できてきたんだという歴史を見ますと、確かにわっしょいわっしょいという元気な夏祭りの中で、この哀調を帯びた串木野さのさをどういうふうを受け継いで、つないでいくんだらうということになりますと、先ほど壇上からも申し上げましたように、前半はしめやかな踊り、そして、後半は元気なアレンジの効いた踊り、こういったことも一つ考えられるかなと、改めてそういうふう思うことでもありました。

どういう形態にするか、これについては実行委員

会という組織がありますので、実行委員会の皆さん方で、今、申し上げたようなことを含めて、皆さん方でいま一度議論していただくということがいいんじゃないかなと、改めてそのように思うことであります。

○15番（福田清宏君） もう是非そういうふうに行委員会の委員さん方とお話をされて、進めてほしいなと思うことであります。

歌詞の中に「落ちぶれて、袖に涙のかかるとき、人の心の奥ぞ知る、朝日を拝む人あれど、夕日を拝む人はない」という歌詞もあります。

かつて、本市の協力隊員の冊子の中に「串木野の夕日は美しいのに、どうして拝む人がいないのか」というくだりがあったように記憶しています。

ですが、この歌をよく読んでいくと、「落ちぶれて、袖に涙のかかるとき、人の心の奥ぞ知る、朝日を拝む人あれど」とは、お金があるうちは、ちやほやされるが、夕日を拝む人はない、落ちぶれてしまうと、人は見向きもしてくれないという人生の機微を歌っているのではないかと思うことであります。

今日のこの質問は、先日、住吉小糸先生の教育講演会の中に「古きものが、そのまましとったらなくなっていくよ」というお話がありました。

そのことに併せて、今回は再度この串木野さのさの流し踊りの流れの中を踏まえながら、夏祭りのその姿をどうかしてほしいなという思いから、今回またこうして取り上げたところであります。

市長が先ほど御回答いただきましたように、前半後半、そういったような構成でもつくっていただいて、市制施行20周年のその年に、実行委員会の皆さん方と共に検討されて、前に進んでいかれることを切望するものであります。

この項はこれで終わり、先に進まさせていただきます。

市長、続けます。

二つ目は、五反田川河口左岸の堤防について伺います。

その一つ目は、新港大橋入り口左側にあるガードパイプは、さびて壊れたり欠損したりして、長くそのままになっているが、改修の手立てについてお伺

いをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 新港大橋入り口左側にあるガードパイプは、県道串木野港線の歩道にあり、転落防護柵として鹿児島県で管理されております。

現地を確認しましたところ、ガードパイプは錆びて、一部欠損している箇所がございますので、管理者である鹿児島県に改修をしていただくよう要望してまいります。

○15番（福田清宏君） とにかく県を動かしてください。市民は県とか市とかというのは関係ないんです。早く改修してほしいという思いであります。

ただ、このパイプの錆びて欠損してというのは、もうここ数年、目についていたんですが、あえて取り上げずにきました。この間、誰も職員3百有余人いる職員の1人も気づかなかったのかなという思いがしてならないんですが……。

そういうことなんですかね。やっぱりこうして取り上げていかないと、なかなか目をつけていただけない。そういうことなのかと思いながら、今日こうして質問をしているところですけども、その辺はどうですか。やはりこうして一般質問に取り上げたり、それぞれの担当の課長のところでいろいろと話ししたり、そうすることから事が始まるのかなという思いでよろしいでしょうか。どうぞお答えください。

○都市建設課長（吉見和幸君） 道路の欠損部や道路施設の壊れた部分については、日常のパトロールで気づいたところに対応しているところがございますが、その多くの中には気づかずにいるところがございます。

その中でも地元から要望がある箇所につきましては、それぞれの部署、国・県・市、それぞれで対応するということとしておりますので、誠に気づかないところも多いところではございますが、一報いただければ、すぐに対応したいと思っております。

○15番（福田清宏君） 先ほど鹿児島県の管理ということでございましたので、ぜひひとつ段取りよく、市民がけがをしないうちに改修が進みますように取り計らっていただきますことを望みまして、こ

の項は終わらせていただきます。

次に2番目ですが、二つ目は台風等による高潮が予想される時などに、新港大橋の下流側にある岸壁への出入口の波止め板の設置は、長年、岸壁を使用していた沿岸漁業従事者が行っておりましたが、今後、波止め板の設置はどこの部署が担当することになるのか、お伺いをいたします。

○水産商工課長（福山昌浩君） 五反田川河口左岸の堤防の波止め板の設置についての対応であります。

五反田川河口左岸の岸壁は、鹿児島県が管理する漁港施設であります。波止め板の設置は、台風等による高潮時に海水等の流入を防ぐためのもので、これまで河口左岸に漁船を係留しておりました沿岸漁業者が設置しておりましたが、令和5年度において、昨年度において、漁業関係者から漁船を係留する漁業者もいなくなった。また、高齢化により波止め板の設置が難しくなると連絡があったところであります。

これを受けまして、令和5年度から水産商工課の方で波止め板の設置及び取り外しを行っているところであり、先日の台風10号の際にも同様の対応をしているところであります。

○15番（福田清宏君） 波止め板の質問をするに当たって、かつて板が腐って、新調するに当たり、水産商工課の職員と協議をしながらお願いしたなどいうことを思い出しながら、そしてまた、消防団員であった頃に、高潮警戒に当たるその巡回の途中に設置した記憶を辿りながら、今日こうして質問をしたところであります。

答弁によりますと、漁業者からの連絡をいただいて、昨年から水産商工課が担当してくれていると。大変ありがたいことだと思います。

ところで、質問のこの時期に合わせたように、本浦まち協が波止め板の設置について市に問い合わせた結果、本浦まち協で対応を考えなさいとの回答を得て……。これ水産商工課に問い合わせちゃおりませんよね。高潮が予想される台風のときというのは、年に数回しかございませんけれども、閉め切ってしまうことへの賛否を問うアンケート調査を隣接する3公民館に行おうと今しております。こうってあ

るんですよ。きちんとしたのが。

何でこういうことに至ったのかというのを、一つ質問させていただきたいと思います。

誰かに防災の講座の席で、私たちと同じような年代の人ですけれど、質問されたようで。ところが、まち協に「自分たちでやりなさい」という答えが市から返ってきたと。そのことを基にこういうふうな回覧をして、閉め切ることを前提に賛否を問うというアンケート調査なんです。

1公民館は回したようですが、2公民館は今日のこの質問を待ってくれました。今、担当は水産商工課が昨年からしているんだよということがはっきりしましたので、そのように皆さんにはお伝えをしたいと思いますが、市長、やはり軽はずみな回答をすると、こんなことになるんですよ。

だからもうちょっと庁内の連携をうまく取って、こういうことにはこういうことだということでは何の問題もないことで、本浦のまち協がこんなアンケートを作るための、何回も役員会やらする必要もないし、作文して印刷する必要もないんです。

だけれども、自分たちで対応を考えなさいということでの回答が来たために、こういうふうになってしまった。こんなことをしてたら、昨日も今日も、市長が言われるように、信頼される市役所という、その目標はもう地に落ちてしまいます。

だから、今後、国土交通省等々からのまた防災の関係で、あるいは何かの関係でこういうのがあったときには、もうちょっと内部できちんと話された上で回答をする。そういうような道筋をつくってほしいなと思うんですが、その辺は日常の業務の中では市長、どんなふうなんでしょうか。お願いします。

○市長（中屋謙治君） 本浦のまち協のほうでそういったアンケート、そして、まち協のほうで対応をと、そこら辺の詳しい経緯、内容を承知しておりませんでしたけれども、いずれにしても、以前は五反田川河口の船だまりということで、先ほども答弁いたしましたけれども、漁港施設の一部であったわけですが、残念ながら今もうあそこに係留される船がないという状況。

そして、船溜として出入りするための波止め板というのが、もう現在、利用者がいないという状況の中で、どうしようかこうしようかということではなかったのかなという気がいたしております。

今、御指摘をいただいた件、内部のほうで再度確認しながら、今後に生かしていきたいと思っております。

○15番（福田清宏君） この波板の設置につきましては、8月28日に水産商工課が設置したことを確認を私もしております。そのまた数日後に取り外されたことも確認をしているところです。

ところが、通告してないんですけど、課長、ちょっと確認してくれるかな。新港大橋に一番近い入口のこの板をはめる鉄板、両方のところにコの字型の鉄板がある。あれ川のほうを向いて右側の鉄板の内側のコンクリートがたくさん崩れている。だから、コンクリートにコンクリートはなかなか張りつけられないんだらうけれども、また見てみて、対応してください。

これは通告してないので、返事はいいです。今朝、念のために5か所を回ってみたところがそんな感じでしたので、そういうこともお願いしておきます。

先ほど答弁がありましたように、地域の皆さんには、昨年、令和5年度から水産商工課がこの設置については担当しているということを申し上げて、伝えていきたいと思えます。

次の項に進みたいと思えます。

3番目は、井戸の調査について伺います。

まず、文言の訂正をお願いします。「水道メーター」としてありますが、「井戸メーター」に訂正をしてください。よろしくお願いを申し上げます。

質問の一つ目は、災害時の使用に協力できる井戸の調査が行われているようではありますが、公共下水道の供用開始時に台所や風呂、便所、洗濯機などに使用する井戸は申し出て、井戸メーターを付け、下水道使用料を払うようになっているので、この公共下水道の供用区域においての調査は必要ないと思うんですけども、いかがなんでしょうか、お伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 井戸の調査

についてであります。

現在実施しております自治公民館への井戸の調査につきましては、災害時の生活用水確保を目的として、始良市のコミュニティ協議会が作成された災害時の井戸マップの作成を本市でも取り組めないだろうか、本市まちづくり連絡協議会での提案を受け、まずは市内に協力いただける井戸がどのくらいあるかを調査しているものであります。

今回の井戸の情報につきましては、調査項目で災害時に協力できるかできないか。その水量について豊富であるかそうでないかを聞き取るだけの項目になっております。

災害時の生活用水対策につきましては、能登半島地震におきましても課題となり、今年度、国は井戸の活用について自治体向けのガイドラインの策定に入るなど、災害時の重要課題となっております。

上下水道課が各井戸に設置している井戸メーターにつきましては、井戸の所有者が地下水をくみ上げ、排水口から下水道施設に排出される場合に計測されるメーターが届け出されているものであります。

当初、届け出されている井戸の所有者に対して調査を行う予定でありましたが、個人情報保護の観点から情報を流用することは適当でないと判断し、まちづくり協議会が実施する調査として、市内の全自治公民館長を通じて調査しているものであります。

災害時に近隣の生活用水に困る方々に水のお裾分けをするという災害時の共助としての善意の対策でありますので、御理解いただきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 井戸の調査についてどうこう言っているんじゃないんです。公共下水道を供用している範囲においては、もう既に井戸メーターを付けて、全部分かっているんですよ、上下水道課で。

何でそれを使うのが個人情報に引っかかるんですか。情報共有するのは当たり前として前に進めなきゃいけないんじゃないですか。

各課がそんな自分たちのエリアのがんばりばかりやっていたら、そのしわ寄せはみーんなこうして外部にお願いをせなならんことになりますよ。

だから、繰り返しますが、公共下水道の供用開始されている範囲においては、井戸メーターを付けているところは分かっているわけだから、そこに対して協力してくれるかしてくれないかということをお願いすれば済む話であって……。

というふうに思うんですがね。そうじゃないんでしょうか。やはり個人情報の保護に引っかかって、情報共有さえもできないんですか。お伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほども回答いたしました。今回の調査はまちづくり協議会として取り組む調査でございますので、本市の井戸の情報をまちづくり協議会のほうに出すということにつきましては、個人情報保護の観点から違うのかなと思ったところです。

○議長（中里純人君） もう1回答弁しますか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 今回の井戸の調査につきましては、下水道区域内外を問わず、全市内での調査を行うということになっておりますので、その辺の区分はまちづくり協議会では分からないところでありました。

○15番（福田清宏君） 全市をやっているというのは分かっているから、下水道供用開始されている範囲においてはということで質問をしているんだよ。そんなことも分からじおって質問でできるかよ。

そこまで個人情報保護が云々かんぬんと言って、本当にいざ災害となったときにはできるんですか。できやせんでしょう。できるはずがないんですがね。

もうちょっとその辺は……。これはまち協が取り組む事案だって言いながら、まちづくり防災課が一生懸命取り組んでいるんでしょう。違うんですか。

もうちょっと、あるデータは有効に共有していかないと、無駄なことばかりやらせてしてるんですよ。そんな思いがして、今日、質問しています。

○副市長（出水喜三彦君） 公共下水道事業の供用区域におきましては、井戸メーターのお話がございましたけれども、下水道区域において、井戸を使って、それを生活排水として使って、下水道に流す。ここについては井戸メーターというのが設置がなされております。

そして、専らは散水であるとか、生活用水じゃな

くて、他に使用する場合。ここについては井戸メーターが設置されていないと認識してございます。

それによりまして、まずは全体の井戸というものを把握しよう。メーターの部分もあります。把握しよう。そして、大事なことは、この井戸に関しまして、メーターのあるなしに関わらず、災害時に水の供給として御協力をいただけるかどうか。

ここについては、調査をしながら把握する一方で、地域の皆様方もそういった情報があるというのを把握していただく、共有する。こういう意味で調査をお願いしているところでございます。

○15番（福田清宏君） 散水用等を専らにする井戸は付けてないです、メーターは。だから、それはそれでまた調査のしようはあるわけで……。

じゃあ、次の質問に行きましょうか。

今回この調査に協力を申し出た井戸で、メーターが付いていない井戸の中に台所や風呂、便所、洗濯機などに使用している場合は、下水道料金を追加徴収することになりますか伺います。

○上下水道課長（百武 卓君） 災害時において井戸メーターが付いていない井戸を使用し、協力した場合の下水道使用料についてであります。

現在、下水道区域内において井戸メーターを設置して井戸を利用している方は、お風呂や洗濯など生活用水として使用されていることから、井戸からくみ上げた水量を下水道使用料として支払っていただいております。

また、屋外での散水などに使用され、下水道に流さない利用者におきましては、井戸メーターを設置する必要がないことから、下水道使用料は発生しない状況であります。

協力を申し出た井戸メーターを設置していない方の災害時の井戸利用につきましては、その方だけでなく、周辺の方々も利用し、その際、下水道に流すことがあっても、災害時のみの使用であることから、新たに井戸メーターを設置することは考えておりません。

○15番（福田清宏君） ちょっと質問等が分かっていたいていないようですが。

この調査によって井戸メーターが付いていないと

いう回答だったけれど、台所とか風呂とかにそれが使われていたということになると、遡って使用料を取るということになると思うんですが、どうなんですか。

○上下水道課長（百武 卓君） 災害時のみじゃなくて、日常的に井戸を生活用水として使用する場合には、排水設備等の改善が必要になります。接続している場合であります。

その場合は排水設備等の確認申請書を提出していただき、その際に井戸メーターを設置し、排水した分の下水道使用料を支払っていただく必要があると考えております。

○15番（福田清宏君） 私が聞いているのは、この調査の中でメーターが付いていない井戸が上がってきて、その井戸をその持ち主が台所等々で使っている状況であれば、追ってメーター使用料を取りますかと。分かるかね、質問が。

○上下水道課長（百武 卓君） 福田議員が仰せられたそういう場合があれば、日常的に使われているということになりますので、取る必要が出てくると考えております。

○15番（福田清宏君） だから、もうそのことさえ答えればいいのに、何回時間の無駄をしているよ。

だから、そういうことも考えられる調査なんだよね、この調査の内容が、このままいけば。だから、こうやって質問しているわけで……。

ただ単なる調査、単なる調査だけでは済まない事態が起こってしまうんじゃないかということ懸念するから、今日はこうして質問をしているわけなんですけど……。

もういいでしょう。次に進みます。

じゃあ次は最後ですが、もう時間もありませんので、駆け足で行きます。

四つ目は公園の整備についてですが、一つ目はかもめ公園ソフトボール場が平成30年頃に土砂を入れ替えて整備したにもかかわらず、そのとき以上に広範囲にわたって固まっておりますが、再度の改修整備についてお伺いをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） かもめ公園は鹿児島県で施設の整備が行われ、本市において草払いなどの維持管理を行っており、グラウンドゴルフや子

どもたちの遊び場として利用されております。

グラウンドの状況につきましては、平成6年の開園後、経年劣化による地表面が固くなったため、市で平成27年度にサブグラウンドの舗装材を入れ、整備を行っております。

ソフトボール場を含む多目的広場につきましては、平成29年度に補足材を補充し、補修を行っているところでございます。

県は現在のところ、遊具等の施設の更新や抜本的な改修を行わないということですので、利用に支障がある箇所につきましては、県に対して修繕で要望をしまいたいと考えております。

○15番（福田清宏君） もう平成29年度の舗装が簡易だったのかどうかよう分からんですけれども、そのとき以上に広範囲にわたって固くなってんだよね。

だから、やっぱりこれはいずれにしても1日でも早く改修をされて、利用者の便に供するというふうに努力をしてほしいと思うことです。

財政上、また少子化対策の3つの無償化などいろいろあって大変だとは思いますが、あれだけよく使われているかもめ公園はないんじゃないかな。そういうことを思うと、早急にやはり手を打ってほしい。そういうことを望んで、次に進みたいと思います。

二つ目は、長崎鼻公園入り口階段と上がって右に進む遊歩道、また、文京町団地の西側の道路の山手側や公園の雑草は伸び放題に茂っているが、児童・生徒の夏休み前の適当な時期に刈取りはできなかったのか、お伺いをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 長崎鼻公園入り口階段と上がって右側に進む遊歩道及び文京町団地西側にある御倉町公園は、指定管理により年に5回程度の除草作業を行っており、長崎鼻公園は4月、6月、7月に除草作業を行っております。

御倉町公園は以前ゲートボール場の練習場として利用されていたことから、利用者に要望を聞きながら除草作業を行っていましたが、現在はゲートボールの利用がないことから、定期的な作業を行っております。

また、文京町団地西側の道路の山手側は保安林の

除草管理として、併せて例年8月下旬から9月に除草作業を行っているところです。

今後の除草作業につきましては、利用者等の意見を聞きながら、適正な時期に管理をしていきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） やっぱり公園は児童・生徒の夏休み前の適切な時期に整備されることがいいんじゃないかと思います。そうすることで「お、やはりこの公園はよく整備されてるな」という思いも伝わるわけですから、ぜひそういうふうに対応してほしい。

そしてまた、文京町団地のところですが、団地の敷地だとか保安林だとか、そんなことは市民に関係ないんです。現状を見て、あのやぶをどうするか。あれだけ道路にはみ出してきている雑草をどうするのか。そのことが問題であって、ぜひひとつそういうことも含めて、8月から9月というお話も保安林のことでありましたが、早速、段取っていただきたいと思うんですが、どうですか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 保安林のところにつきましては、もう準備にかかっておりますので、準備ができ次第、除草作業を行ってまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 最後になりますが、三つ目は、都市建設課の直営作業班の十分な体制が整っているかということのを伺うことにしておりましたが、昨日の質問に対する答弁によりまして、十分な体制が整っているということでございましたので、2点だけお伺いします。

市民の要望に対する迅速な対応は大変喜ばれていることに鑑みて、3班ある直営作業班のうち、2班は道路作業班、1班は公園班ということでありました。2班ある道路作業班を3班にして、より迅速に対応をする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

もう一つ併せて、時間額は1,196円から1,242円となっておりますが、屋外の厳しい作業ゆえにこれに相応の上乗せが必要であると思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 直営作業班は緊急

性の高い軽微な道路作業ということで、作業を行っているところでございます。

今ある道路作業班を2班から3班ということではございますが、現在は施工規模が大きい場合とか、建設機械を使用する場合は、建設業者のほうに委託しているところでございますが、また状況を見ながら、班の体制については検討してまいりたいと考えております。

○総務課長（岡田錦也君） 土木作業員の報酬に上乘せすることはできないかということでございますが、土木作業員の業務は、夏場冬場を問わず大変な業務ということから、令和4年度、5年度と引上げを行ってきております。

今後も人事院勧告の引上げ幅等を考慮しながら検討してまいります。

○15番（福田清宏君） 市民の要望に迅速に対応して安全に勤めていただけるように、応分の検討をされることを切望します。

以上をもって本日の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時04分